

岩手県営繕工事の情報共有システムに関する実施要領

(目的)

第1 この要領は、岩手県県土整備部が発注又は受託する営繕工事において、情報共有システムを活用するにあたり必要な事項を定め、受発注者双方の業務効率化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 本要領において使用する用語の定義は、以下に定めるところによる。

(1) 情報共有システム（以下「システム」という。）

公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって、業務の効率化を実現するシステムをいい、ASP^{※1}方式によるものとする。

※1 ASP : Application Service Provider

(2) 工事帳票

公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共有仕様書で定義する「書面」をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「報告」、「通知」の行為により必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。

なお、紙と同等の原本性を担保するため、工事帳票の変更履歴を記録される必要がある。

(対象工事)

第3 発注者が、特記仕様書（施工条件明示）にてシステムの対象として指定した工事を対象とする。

2 指定する工事については「受注者希望型」とし、受注者は、別紙1により監督職員と協議の上実施するものとする。

(システムの機能要件)

第4 本要領において使用できるシステムは下記の項目に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 営繕工事編」（契約時の最新版）における機能要件を満たすもの^{※2}。

※2 国土交通省 HP「情報共有システム提供者における機能要件の対応状況」（導入担当者向け）参照

(2) システムの利用方法等についてサポート体制が用意されているもの。

2 受注者は、上記の条件を満たすシステムを選定し、別紙1により監督職員との協議により使用するシステムの決定を行う。

(システム利用上の留意点)

第5 システムの利用について以下の項目を留意すること。

(1) 受注者及び監督職員は、システムが推奨する機器動作環境やネットワーク環境の事前確認を行い、利用開始までに利用可能環境を用意するものとする。

- (2) 受注者の責によらない不測の事態によりシステムの利用が困難となった場合は、受注者は、監督職員との協議によりシステムの利用を取り止めることができる。その際には、受注者は成果品の引渡しに支障がないよう、システム内のデータを速やかに電子記媒体に保存すること。

(システム活用に要する費用)

第6 システムの利用に係る費用の取扱いは下記のとおりとする。

- (1) システム・アプリケーションに要する費用は、当初設計時には費用を計上せず、契約後、受注者から支出実績を証する資料が提出され、契約金額の変更の求めがあった場合に、設計変更にて支払実績に応じた金額を共通仮設費のその他の項目（積上げ共通仮設費）に積み上げ計上する。
- (2) 通信に係る費用については現場管理費率（通信交通費）に含む。

(対象とする工事帳票)

第7 システム活用の対象とする工事帳票は、別紙1により監督員との協議により決定する。

(検査・納品)

第8 システムで処理を行った工事帳票は、電子データで検査を受検することを原則とする。ただし、紙書面で提出し、受理された書類は紙媒体で検査するものとする。

- 2 システムで処理を行った工事帳票は、工事完成時に「岩手県電子納品ガイドライン」に基づき電子納品を行うものとする。

(その他)

第9 この要領に定めのない事項については、受注者と監督職員との協議による。

附 則

この要領は、令和7年7月1日以降に入札公告する工事から適用する。